

20230225郵送受

E 8 抗告

令和5年(く)第70号

決 定

申立人 今 井 豊

上記の者からの上村正を被疑者とする刑訴法262条1項に基づく付審判請求事件（前橋地方裁判所令和4年（つ）第3号）について、令和5年1月24日前橋地方裁判所がした請求棄却決定に対し、申立人から抗告の申立てがあつたので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

1 本件抗告の趣意は、申立人作成の「抗告申立書兼趣意書E 8」と題する書面に記載されたとおりである。論旨は、要するに、本件付審判請求を棄却した原決定はその判断を誤っているから、これを取り消した上、事件を前橋地方裁判所の審判に付する旨の決定を求める、というものであると解される。

そこで、記録を調査して検討する。

2 本件付審判請求事件の被疑事実の要旨及び本件の経緯

(1) 本件付審判請求事件の被疑事実の要旨

被疑者は、前橋地方検察庁において、検察官として事件捜査等の職務に従事していたものであるが、

1 令和2年12月18日、前橋市内の同庁において、申立人が令和元年11月14日付け告訴状で告訴した、被疑者不詳に対する詐欺未遂事件を、起訴の職権を故意に行使せず、実質的理由を示さずに不起訴処分に付すとともに、申立人に対してこれらの事件に関する処分通知書1通を郵送し、令和2年12月19日、申立人にこれを受領させた上、令和3年1月13日、申立人に対してこれらの事件に関する不起訴処分理由告知書1通を郵送し、同月14日、申立人にこれを受領させて、申立人の告訴権等の行使を妨害するとともに、申立人

に義務のない令和4年4月19日付け告訴状を作成させ、2 令和3年3月16日、同庁において、申立人が令和元年11月14日付け告訴状で告訴した、被疑者不詳に対する詐欺事件を、起訴の職権を故意に行使せずに不起訴処分に付すとともに、申立人に対してこれらの事件に関する処分通知書1通を郵送し、令和3年3月17日、申立人にこれを受領させた上、同月22日、申立人に対してこれらの事件に関する不起訴処分理由告知書1通を郵送し、同月23日、申立人にこれを受領させて、申立人による告訴権等の行使を妨害するとともに、申立人に義務のない令和4年4月19日付け告訴状を作成させ、もってその職権を濫用して申立人の権利の行使を妨害するとともに、申立人に義務のないことを行わせた。

(2) 本件の経緯

申立人は、令和4年4月19日付け告訴状により、前橋地方検察庁検事である上村正を前記各公務員職権濫用罪並びに脅迫及び犯人隠避の各罪について告訴し、同年5月11日、前記告訴状は受理されたが、同庁検察官は、同年6月30日、前記告訴に対し不起訴処分の裁定をした。申立人は、これを不服として、前橋地方裁判所に対し、前記各罪のうち前記各公務員職権濫用罪の被疑事実について付審判請求をしたが、同裁判所は同請求を棄却する決定をした。

3 原決定の判断の要旨

(1) 公務員職権濫用罪にいう「権利の行使を妨害した」とは、法律上保護されるべき具体的権利の行使を妨げることをいう。起訴、不起訴は公務員である検察官が専ら公益的理由により判断し決定する事項であり、検察官の不起訴処分により告訴人が反射的に何らかの不利な影響を受けることがあったとしても、告訴人の権利の行使を妨害したとはいえない。そうすると、被疑者が、前記各不起訴処分をし、これに伴い前記のとおり申立人に対して前記各処分通知及び前記各不起訴処分理由告知をしたことで、申立人の告訴権等の行使を妨害したとは認められない。

- (2) また、公務員職権濫用罪にいう「義務のないことを行わせ」とは、法律上行うべき義務がないことを行わせることをいうが、申立人が被疑者に対する告訴状を作成するか否かは申立人の自由な意思に委ねられており、被疑者が申立人の意に沿わない職権行使をしたことで、申立人が被疑者を告訴せざるを得ないと考えて前記各告訴状を作成したとしても、被疑者が申立人に対して義務のないことを行わせたとはいえない。
- (3) したがって、被疑者に公務員職権濫用罪が成立しないことは明らかであるから、本件付審判請求には理由がない。

4 当裁判所の判断

以上の原決定の判断に不合理な点はなく、相当なものとして是認することができる。

前記3(1)の原決定の判断について補足すると、被疑者は、前記各不起訴処分をし、これに伴い前記のとおり申立人に対して前記各処分通知及び前記各不起訴処分理由告知をしたものであるが、これらは、まさに申立人が告訴権を行使し、その告訴状が受理された後に、同告訴について判断した結果なされたものであるから、申立人の告訴権の行使を妨害したものでないことは明らかである。

申立人は、原決定は無視できない当たり前の訴えを無視した論理矛盾の塊であり、当たり前の嫌疑を根拠もなく否定しているなどと種々の主張をして、原決定を批判するが、これらを検討しても、被疑者に公務員職権濫用罪が成立しないことは明らかであり、申立人の主張は原決定の判断を左右しない。

論旨は理由がない。

5 結論

本件抗告は理由がない。

よって、刑訴法426条1項により、本件抗告を棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和5年2月22日

東京高等裁判所第2刑事部

裁判長裁判官 大 善 文



裁判官 青 沼



裁判官 仁 藤 佳 海



これは謄本である。

同 日 同 庁

裁判所書記官

飯 田 理 恵

